

第三管区海上保安本部公示第19号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年7月24日

第三管区海上保安本部長

福本 拓也（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 静岡県浜松土木事務所

（2）住 所 静岡県浜松市中央区中央一丁目12番1号

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 五島海岸、篠原海岸、舞阪海岸、浜名港、
湖西市新居町新居地先ほか（調査区域図のとおり）

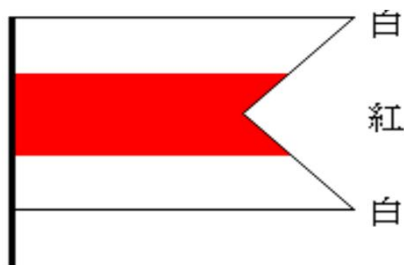
（2）期 間 令和8年10月1日から
令和9年1月31日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、単素子音響測深機

4 その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



調査区域図

五島海岸、篠原海岸、舞阪海岸、浜名港、湖西市新居町新居地先ほか

